事業年報概要

１．総括

平成25年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

平成 25 年度における制度改正としては、平成25年４月以降も、70歳以上の一般の者の自己負担割合の軽減特例措置（1 割負担の据置き）が延長となった。

(1) 加入者数

平成 25 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第１表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が 3,564 万３千人、総人口の 28.0％、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が 2,927 万３千人、同23.0％、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が 3,692 万７千人、同 29.0％であり、この３制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第３条第２項被保険者）（以下、「法第３条第２項」と略す。）は１万８千人、船員保険は12万７千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第２表である。協会けんぽは、平成19年度までは増加していたが、平成20年度は、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者に係る 75 歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少し、平成 21 年度以降は再び増加している。法第３条第２項は、平成19年度以降はほぼ横ばいとなっている。

(2) 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、第 3 表である。協会けんぽは、平成19年度までは増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度以降は再び増加している。組合健保は、平成 20 年度までは増加していたが、平成21年度から平成24年度は減少し、平成25年度は再び増加している。法第３条第２項は平成19年度以降においてほぼ横ばいとなっている。共済組合は、平成17年度から平成20年度は減少していたが、平成21年度と平成22年度は増加し、平成23年度以降は再び減少している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは 0.8％、健保組合は 0.6％の増加となっており、法第３条第２項は 4.7％の大幅な減少となっている。

第１表　医療保障適用人口（平成25年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	127,136	100.0
協会けんぽ	20,303	15,340	35,643	28.0
法第３条第２項	12	6	18	0.0
組合健保	15,598	13,676	29,273	23.0
船員保険	58	69	127	0.1
共済組合	4,504	4,499	9,003	7.1
国保	36,927	・	36,927	29.0
後期高齢者医療	15,436	・	15,436	12.1
生活保護法適用者	・	・	2,171	1.7

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成26年4月１日現在（確定値）による。
2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成26年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。
3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。
4. 共済組合は、平成24年度末の数値である。

第２表　制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国　　保	後期高齢者医療
15	35,522	31	30,144	185	9,739	51,236	・
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,026	39,492	・
21	34,828	17	29,951	140	9,121	39,098	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,192	38,769	14,341
23	34,877	18	29,504	132	9,104	38,313	14,733
24	35,103	19	29,353	129	9,003	37,675	15,168
25	35,643	18	29,273	127	―	36,927	15,436

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
　2. 平成25年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第３表　被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
15	18,815	19	14,655	69	4,431	37,991
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,396	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,468	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,526	39,752
23	19,631	12	15,553	59	4,515	39,769
24	19,871	13	15,537	58	4,504	39,983
25	20,303	12	15,598	58	―	―

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
　2. 平成25年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3)　標準報酬月額の平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第４表である。平成 25 年度末の協会けんぽは 27 万７千円、組合健保は 36 万７千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは 0.3%の増加、組合健保は 0.2%増加している。また、法第３条第２項は１万４千円（平均標準賃金日額）となっている。

協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移をみたものが、第１図である。協会けんぽと組合健保を比べると、平成 16 年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成 17 年度から平成 19 年度までは協会けんぽの方が若干高く推移し、平成 20 年度と平成 21 年度は同程度であったが、平成 22 年度から平成 24 年度は組合健保の方が高めに推移し、平成 25 年度は同程度となっている。過去 10 年間の年度平均増加率は、協会けんぽは 0.3%の減少、組合健保は 0.1%の減少となっており、法第３条第２項は 0.9%の増加となっている。

第４表　制度別標準報酬月額の平均と対前年伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項（日額）	組合健保	船員保険	共済組合	国　保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
15	284,274	12,360	371,556	386,646	430,901	1,701	・
16	283,624	12,348	371,872	383,845	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	381,364	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	383,848	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	395,526	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	398,822	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	395,175	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,306	392,609	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,149	392,249	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	365,773	394,253	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	366,541	398,720	－	－	799
	%	%	%	%	%	%	%
16	△ 0.2	△ 0.1	0.1	△ 0.7	△ 0.2	△ 3.0	・
17	△ 0.1	1.9	△ 0.3	△ 0.6	0.2	2.2	・
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.7	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	3.0	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	・
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.1	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.7	0.5	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	0.2	1.1	－	－	0.3
10年平均	△ 0.3	0.9	△ 0.1	0.3	－	－	－

注1．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
　2．国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は１世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者１人当たりの額である。
　3．平成25年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第１図　標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移（年度末現在）

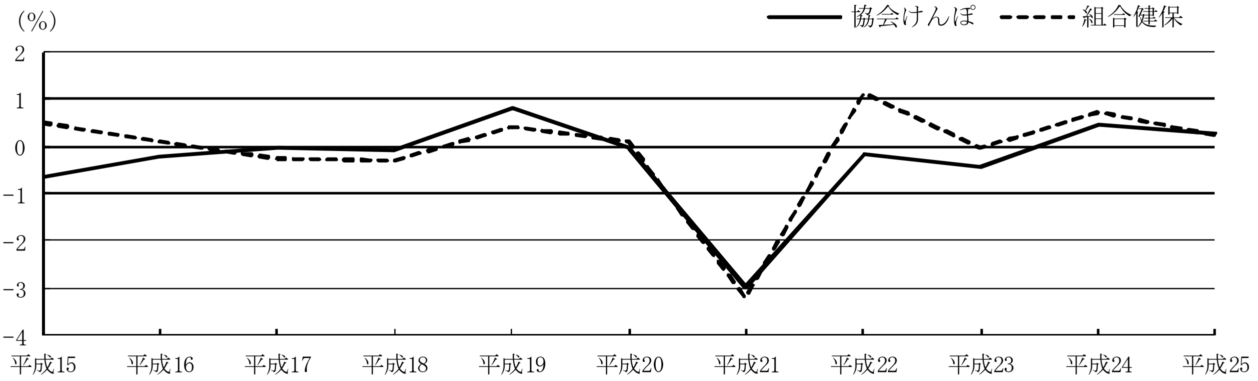

注．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4)　医療費及び加入者１人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、第５表である。協会けんぽは、加入者数の増加等により増加している。法第３条第２項は、加入者数の減少に伴い減少傾向にある。

制度別の加入者１人当たり医療費の推移をみたものが、第６表である。平成25年度の協会けんぽは16万４千円、組合健保は14万６千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは 1.6%、組合健保は 1.3%増加している。また、法第３条第２項は11万４千円となっており、前年度と比較すると 8.3%増加している。

協会けんぽと組合健保の加入者１人当たり医療費の対前年度増加率の推移をみたものが、第２図

である。協会けんぽと組合健保を比べると、平成16年度までは組合健保の方が高めに推移し、平成17年度から平成21年度はほぼ同程度の推移であったが、平成22年度と平成23年度は組合健保の方が高めに推移し、平成24年度以降は同程度となっている。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.8%、組合健保は1.9%の増加となっているが、法第3条第2項は2.4%の減少となっている。

第5表　制度別医療費総額の推移（4月～翌年3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国　保	後期高齢者医療	計
15	46,289	43	35,488	277	11,816	84,735	117,007	295,656
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,731	301,136
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,917	244	13,451	115,850	133,486	360,583
24	56,476	20	42,320	242	13,375	116,546	137,226	366,205
25	58,078	20	42,666	239	－	117,776	－	－

注1．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
　2．共済組合は、2月～翌年1月である。
　3．後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
　4．平成25年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表　制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国　保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
15	136,382	145,323	120,108	157,975	126,697	219,340	758,466
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	782,867
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	181,406	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	175,082	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	141,999	182,340	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	143,778	185,381	148,483	305,432	920,673
25	163,817	114,142	145,672	186,611	－	314,304	－
	%	%	%	%	%	%	%
16	1.5	0.1	1.7	1.3	0.2	4.0	3.2
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.1
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.3	1.7	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.3	1.3	0.7	－	2.9	－
10年平均	1.8	△ 2.4	1.9	1.7	－	3.7	－

注1．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
　2．共済組合は、2月～翌年1月である。
　3．後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
　4．平成25年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第２図　加入者１人当たり医療費の伸び率の推移

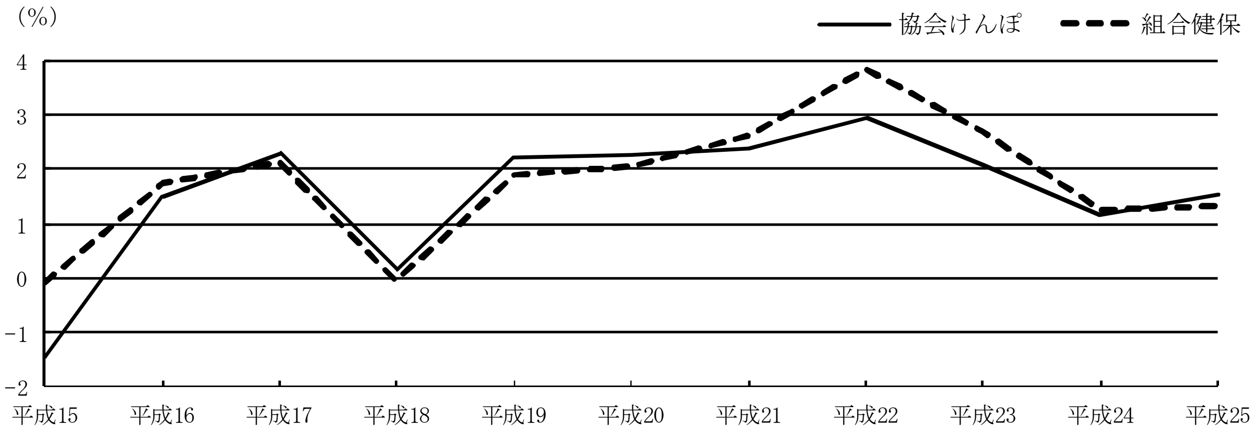

注．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

２．協会けんぽ（一般被保険者）

(1)　適用状況

平成25年度末の被保険者数(法第３条第２項を除く）は2,030万３千人（前年度末より43万２千人、2.2%増)、被扶養者数は1,534万人（同10万８千人、0.7%増）であり、扶養率は0.756（同0.01ポイント減）である。

被保険者数を男女別にみると、男子1,241万３千人であり、女子は790万人であり、前年度末に比べると男子は2.1%増､女子は2.3%増となっている。被保険者のうち女子の占める割合は38.9%である。

平成25年度末の適用事業所数は168万１千であり、前年度末より2.7%増加している。1事業所当たりの被保険者数は0.5%減少して12.08人となっている。

平成15年度以降の適用種類別の被保険者数の推移をみたものが、第３図である。強制適用被保険者数は、平成19年度まで継続して増加し、同年度には1,915万９千人となったが､平成20年度は後期高齢者医療制度創設の影響などのため、前年度末と比べて34万６千人（1.8%）の減少となっており、平成21年度においても減少したが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成25年度は前年度末と比べて44万４千人（2.3%）の増加となっている。平成25年度末の任意適用被保険者数は23万２千人（対前年同期比2.0%増)、任意継続被保険者数は32万１千人（同5.0%減）となっており、平成22年４月１日からの国民健康保険料(税)の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられる。

平成25年10月１日現在の標準報酬月額別の分布を協会けんぽと組合健保で比較したものが、第４図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均(平成25年10月１日現在)は、協会けんぽは278,077円であり、組合健保（特例退職被保険者を除く）の369,539円に比べて９万円以上低くなっている。

平成25年度の被保険者１人当たり標準賞与額の平均は30万０千円、前年度と比べて1.1%の増加となっている。

被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布（平成25年10月１日現在）をみたものが、第５図である。被保険者は、40～44歳が12.8%と最も多く、次いで35～39歳が12.7%、30～34歳が11.2%、45～49歳が10.9%となっている。60歳以上は、60～64歳9.4%､65～69歳4.2%､70歳以上1.6%となっている。また、15～19歳は0.8%である。被扶養者は、子供が61.8%、配偶者が33.3%、直系尊属が3.9%、その他が1.0%であり、特に20歳未満の子供が52.3%を占めている。平均年齢は、被保険者44.1歳、被扶養者26.4歳である。

第３図　協会けんぽの被保険者数の推移（年度末現在）

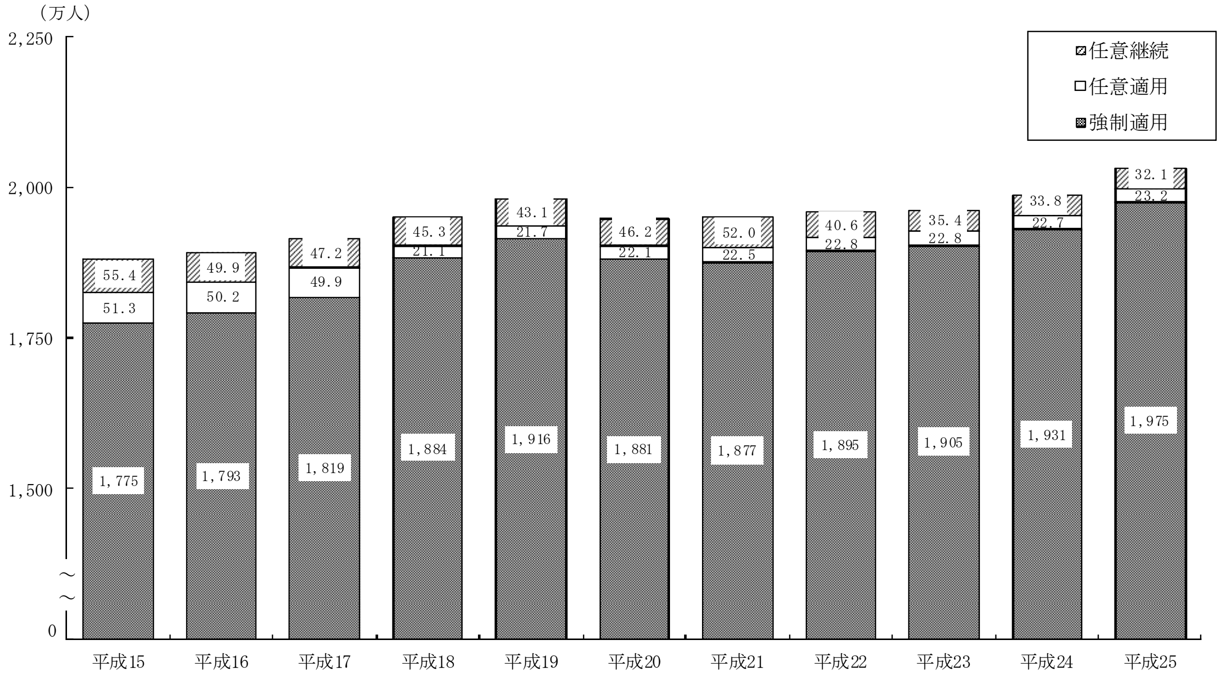

注．平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

第４図　協会けんぽの標準報酬月額別被保険者の構成割合（平成 25 年度）

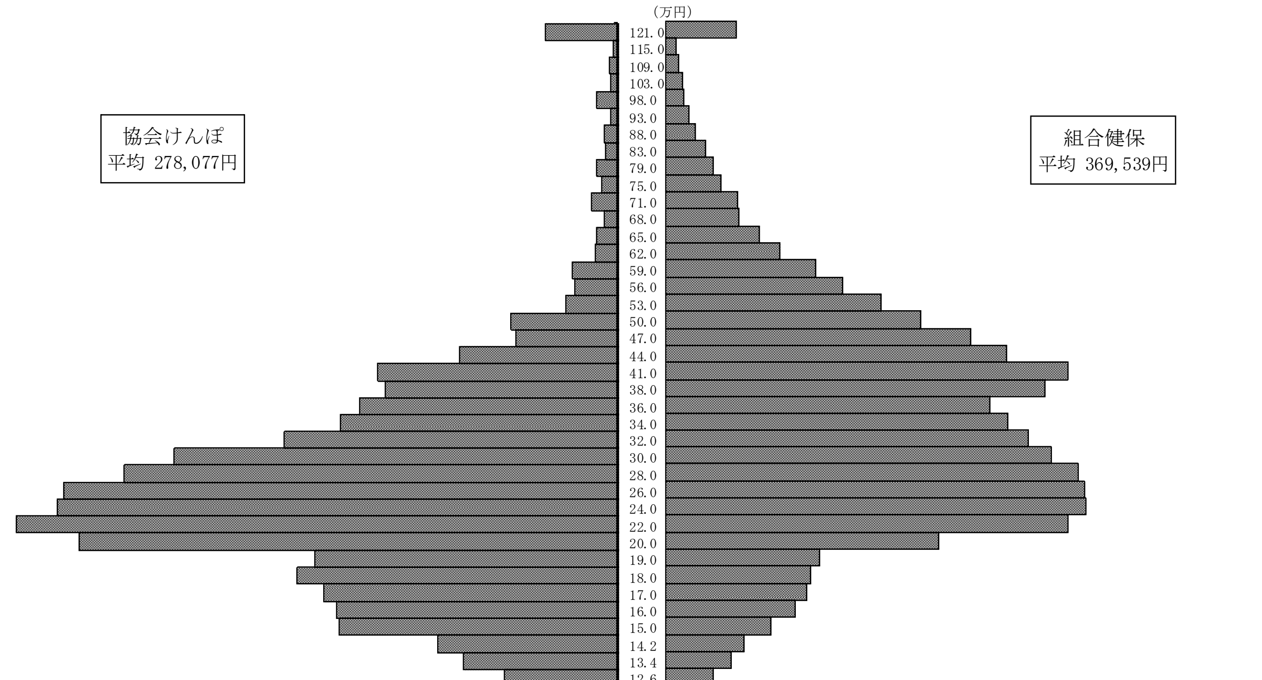

注．組合健保については特例退職被保険者分を除いている。

資料 ： 厚生労働省保険局調

第５図　協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成25年度）

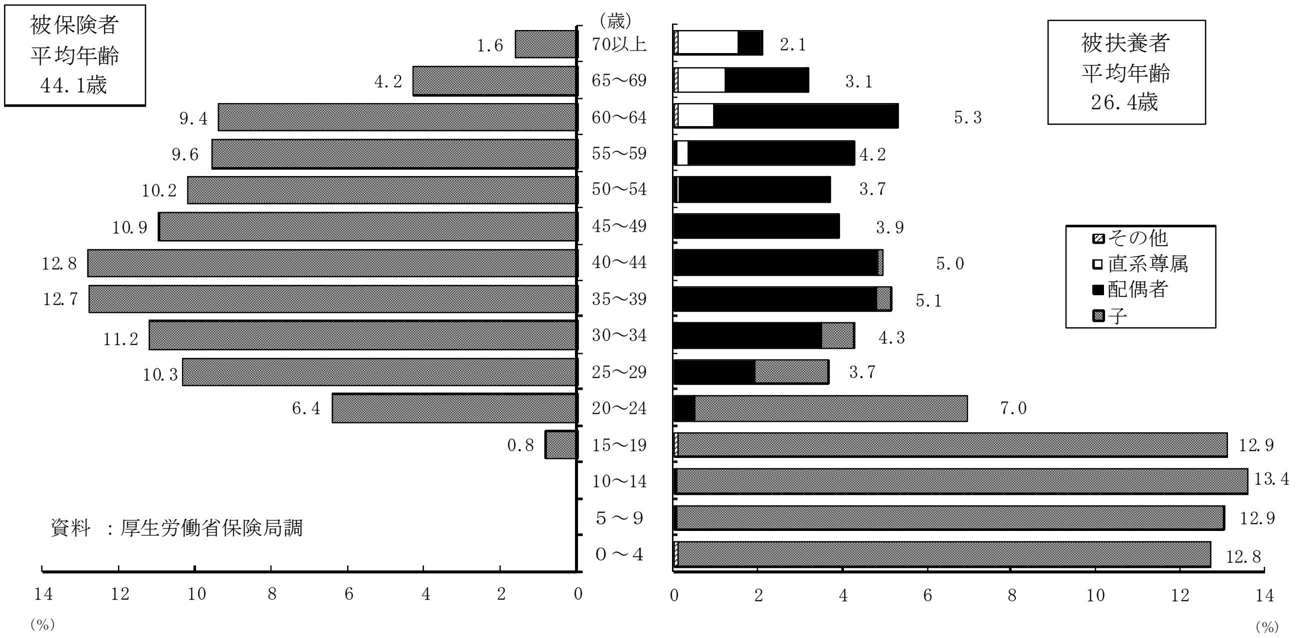

(2)　給付状況

平成25年度の保険給付費は４兆8,747億円となり、前年度と比べ2.7％増加している。

加入者１人当たり保険給付費は137,497円（対前年度比 1.4％増）であり、このうち加入者１人当たり医療給付費は126,689円(対前年度比1.5％増)、加入者１人当たりその他の現金給付費は10,808円（対前年度比0.3％増）となっている。被保険者・被扶養者別に１人当たりその他の現金給付費をみると、被保険者分は13,653円、被扶養者分は7,020円となっており、被保険者分は被扶養者分の1.9倍となっている。

保険給付費の内訳をみたものが、第７表である。被保険者分は全体の53.1％、被扶養者分は40.5％であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の6.2％である。保険給付費のうち、医療給付費は４兆4,915億円で92.1％を占めており、前年度に比べ1,201億円（2.7％）増加している。医療給付費の79.2％を占めている診療費部分は３兆5,566億円で前年度に比べ804億円(2.3％)増加している。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は3,832億円となっており、前年度に比べて1.6％の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は2,765億円（対前年度比2.9％増)、被扶養者分は1,067億円（対前年度比 1.7％減）となっている。その他の現金給付費のうち41.5％は傷病手当金で1,589億円（対前年度比 0.6％増）であり、43.9％は出産育児一時金で1,681億円(対前年度比0.8％増)となっている。

平成25年度の実効給付率は77.3％であり、前年度と比べ0.1ポイント減少している。

(3)　医療費の状況

平成25年度の医療費は５兆8,078億円となり、前年度と比べ2.8％増加している。

加入者１人当たり医療費は163,817円であり、前年度に比べ1.6％増加している。

医療費の内訳をみたものが、第８表である。入院は１兆6,208億円（全体の27.9％)、入院外は２兆3,078億円（同39.7％)、歯科は6,257億円（同10.8％)、薬剤支給は１兆852億円（同18.7％）となっている。

第 7 表　協会けんぽの保険給付費の状況（平成 25 年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	23,098	18,654	2,593	425	144	0.0	44,915	92.1%
入院	6,814	6,015	1,017	166			14,011	28.7%
入院外	8,816	7,230	913	153			17,112	35.1%
歯科	2,609	1,658	152	24			4,443	9.1%
薬剤支給	4,128	3,170	480	78			7,856	16.1%
入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）	143	159	27	4			333	0.7%
訪問看護療養費	11	48	4	0.7			64	0.1%
療養費	464	281					746	1.5%
高額療養費	113	92			144		349	0.7%
その他	0.1	0.1				0.0	0.2	0.0%
その他現金給付費	2,765	1,067					3,832	7.9%
傷病手当金	1,589						1,589	3.3%
埋葬料	11	8					20	0.0%
出産育児一時金	622	1,059					1,681	3.4%
出産手当金	543						543	1.1%
合計	25,863	19,721	2,593	425	144	0.0	48,747	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額支給）と移送費の合計である。
　2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第 8 表　協会けんぽの医療費の状況（平成 25 年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	7,928	7,005	1,088	186	16,208	27.9%
入院外	12,126	9,651	1,093	207	23,078	39.7%
歯科	3,716	2,319	187	35	6,257	10.8%
薬剤支給	5,818	4,333	591	110	10,852	18.7%
入院時食事療養費・生活療養費	234	262	45	6	546	0.9%
訪問看護療養費	15	67	5	1	88	0.2%
療養費	658	392			1,050	1.8%
移送費	0.0	0.1			0.1	0.0%
合計	30,495	24,029	3,009	545	58,078	100.0%

注　高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

３．協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1)　適用状況

平成 25 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第９表である。

平成 25 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 3,771 千人であり、最も少ない鳥取県の 200 千人に比べ、約 19 倍の水準となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.937 であり、ついで、奈良県が 0.885、和歌山県が 0.839 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.644 であり、ついで、山形県が 0.673、富山県が 0.676 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 4,138 千円であり、最も低い沖縄県の 3,012 千円に比べ、約 1.4 倍の水準となっている。

平成 25 年 10 月１日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 38.5 歳であり、ついで、北海道が 38.2 歳、岩手県、東京都及び山口県が 37.3 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 33.4 歳であり、ついで、愛知県及び鹿児島県が 35.7 歳となっている。

(2)　医療費の状況

平成 25 年度の１人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第６図である。

１人当たり医療費が最も高いのは北海道で、全国平均の 163,817 円と比べ、＋18,968 円であり、その内訳は、入院が＋12,244 円、入院外が＋6,011 円、歯科が＋1,272 円、その他が△558 円となっている。一方、最も低いのは長野県で、全国平均と比べ、△14,006 円であり、その内訳は、入院が△2,089 円、入院外が△8,391 円、歯科が△2,967 円、その他が△559 円となっている。

都道府県別の１人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この年齢構成の違いによる医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第７図である。

第６図の１人当たり医療費が最も高い北海道は 2 番目に高い佐賀県よりも平均年齢が高いこともあり、第７図の地域差指数は、佐賀県が最も高く、次いで北海道となっている。逆に、１人当たり医療費が２番目に低い沖縄県は、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除去した地域差指数では、低い方から数えて 20 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、入院及び入院外に着目すると、長崎県の入院外を除き、いずれも全国平均を超えている。特に、佐賀県、北海道、福岡県、熊本県、長崎県では、入院医療費が高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、富山県、千葉県以外の都道府県では、入院、入院外、歯科、その他の全てが全国平均未満となっている。特に、長野県、富山県では、入院外医療費が低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い長野県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第８図である。

佐賀県では、全ての年齢階級で入院がプラスに寄与しており、特に 55 歳以上の各層で寄与が大きくなっている。また、0～4 歳では、入院外の寄与が大きくなっている。長野県では、全ての年齢階級で入院外がマイナスに寄与しており、特に 0～4 歳で寄与が大きくなっている。

上記２県について、各年齢階級の１人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第９図である。

佐賀県では、25～29 歳、65 歳以上の各層で乖離率が大きくなっている。長野県では、全ての年齢階級がマイナスの乖離率となる中で、0～4 歳の乖離幅が最も大きく、40～54 歳の各層ではおおむね同程度の乖離率となっている。

第８図と第９図を比較すると、佐賀県、長野県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の１人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

(注) 地域差指数の計算は、以下の算式による。
Ａ県の地域差指数 ＝ Σ（Ａ県の年齢階級別加入者１人当たり医療費 × 全国の年齢階級別加入者数ウェイト）÷ 全国の加入者１人当たり医療費

第 9 表　都道府県別適用状況(平成 25 年度)

	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
		被保険者	被扶養者			加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全　国	35,643	20,303	15,340	0.756	3,717	36.5	44.1	26.4
北海道	1,706	964	742	0.769	3,454	38.2	45.3	28.8
青　森	424	246	179	0.727	3,080	37.2	44.3	27.3
岩　手	413	245	169	0.689	3,142	37.3	44.5	26.7
宮　城	680	395	286	0.724	3,469	36.7	43.9	26.8
秋　田	336	196	140	0.712	3,068	38.5	45.1	29.1
山　形	383	229	154	0.673	3,212	37.1	44.2	26.3
福　島	631	368	263	0.715	3,434	36.5	43.9	26.1
茨　城	614	357	258	0.723	3,769	36.3	43.7	26.0
栃　木	490	284	206	0.727	3,678	36.5	43.9	26.2
群　馬	573	320	253	0.792	3,729	36.6	44.4	26.6
埼　玉	1,107	625	482	0.771	3,902	36.6	44.4	26.4
千　葉	766	444	322	0.726	3,816	37.1	44.6	26.8
東　京	3,771	2,294	1,477	0.644	4,138	37.3	43.7	27.2
神奈川	1,293	748	546	0.730	4,109	37.0	44.7	26.5
新　潟	803	464	339	0.730	3,452	37.0	44.5	26.7
富　山	392	234	158	0.676	3,687	37.1	44.8	25.4
石　川	421	247	174	0.706	3,622	36.4	44.2	25.1
福　井	287	169	118	0.697	3,567	36.5	44.5	25.0
山　梨	239	134	104	0.774	3,656	36.8	44.8	26.3
長　野	619	354	265	0.749	3,587	36.6	44.8	25.5
岐　阜	709	387	322	0.832	3,838	36.1	44.4	26.0
静　岡	955	556	398	0.716	3,796	36.8	44.7	25.7
愛　知	2,260	1,262	998	0.791	4,080	35.7	43.3	25.9
三　重	483	276	207	0.751	3,777	36.4	43.9	26.2
滋　賀	341	189	151	0.798	3,766	35.9	43.7	26.0
京　都	844	473	371	0.785	3,850	36.4	43.9	26.7
大　阪	3,053	1,665	1,388	0.834	4,011	36.1	43.7	26.9
兵　庫	1,405	776	629	0.811	3,866	36.3	44.1	26.7
奈　良	306	162	143	0.885	3,710	36.3	44.2	27.5
和歌山	290	158	132	0.839	3,579	36.2	44.2	26.5
鳥　取	200	118	83	0.702	3,182	36.6	44.4	25.4
島　根	259	151	108	0.712	3,290	36.8	44.6	25.6
岡　山	700	399	300	0.753	3,602	35.9	43.8	25.2
広　島	1,016	570	446	0.782	3,697	36.2	44.4	25.7
山　口	422	243	180	0.740	3,575	37.3	45.1	26.5
徳　島	262	152	110	0.728	3,395	36.8	44.2	26.5
香　川	372	212	160	0.754	3,542	36.5	44.4	25.8
愛　媛	511	284	226	0.797	3,474	36.0	44.0	26.0
高　知	253	148	105	0.709	3,356	36.7	44.7	25.5
福　岡	1,793	995	798	0.802	3,599	36.0	43.8	26.2
佐　賀	293	164	129	0.786	3,285	36.2	44.2	25.9
長　崎	456	256	200	0.783	3,310	36.4	44.5	26.0
熊　本	593	340	254	0.747	3,267	36.0	44.0	25.0
大　分	412	231	181	0.781	3,330	36.8	44.7	26.5
宮　崎	388	219	169	0.769	3,204	35.8	44.3	24.5
鹿児島	601	334	267	0.798	3,268	35.7	44.4	24.7
沖　縄	519	268	251	0.937	3,012	33.4	42.6	23.4

(注) 1.加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成25年10月1日現在。
2.平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

第６図　都道府県別協会けんぽ加入者１人当たり医療費と全国平均との差(平成 25 年度)

・年齢調整前の１人当たり医療費（実額）であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

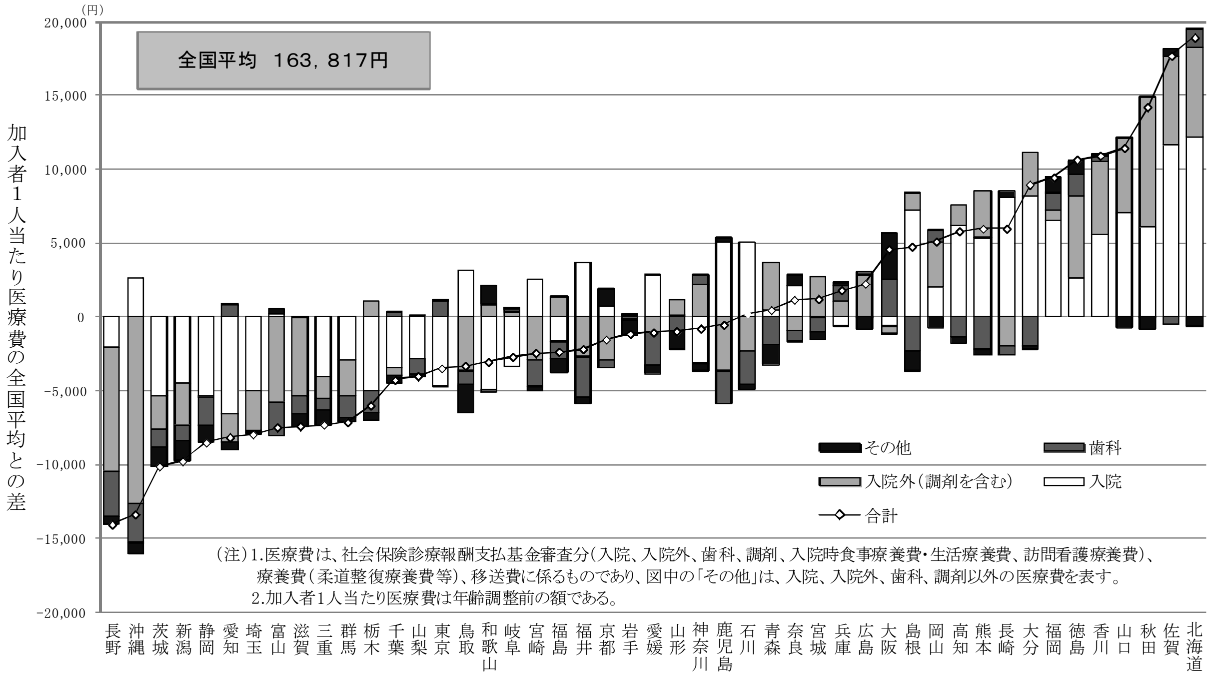

第７図　都道府県別協会けんぽの地域差指数の比較(平成 25 年度)

・１人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去（年齢調整）しているため、医療費の地域差を比較することが可能。

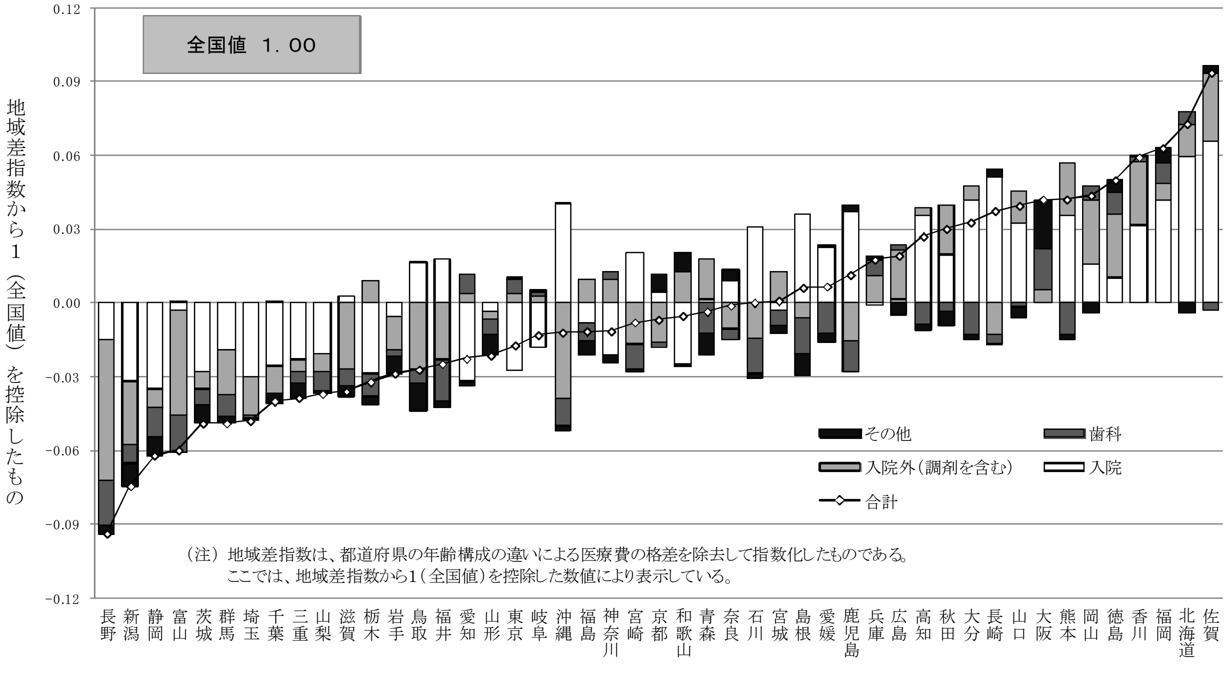

第８図　地域差指数の年齢階級別内訳　（平成２５年度）

佐賀県　（地域差指数－１＝ 0.094）

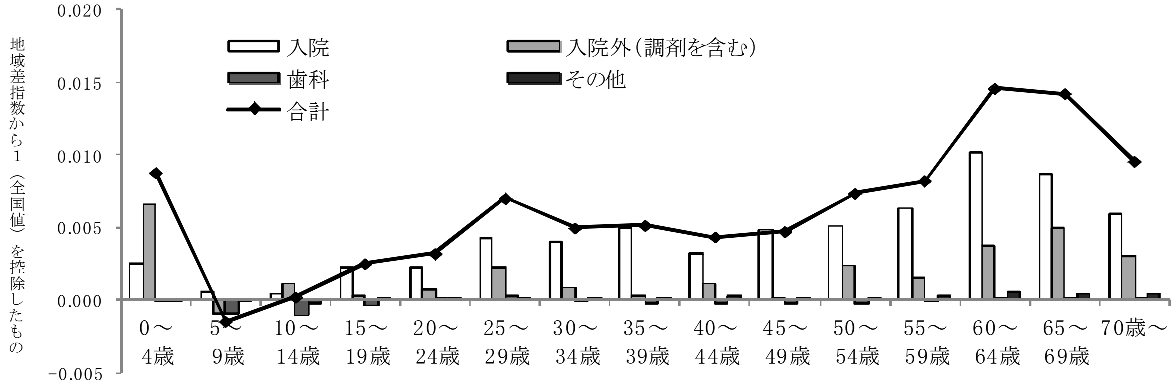

長野県　（地域差指数－１＝ -0.094）

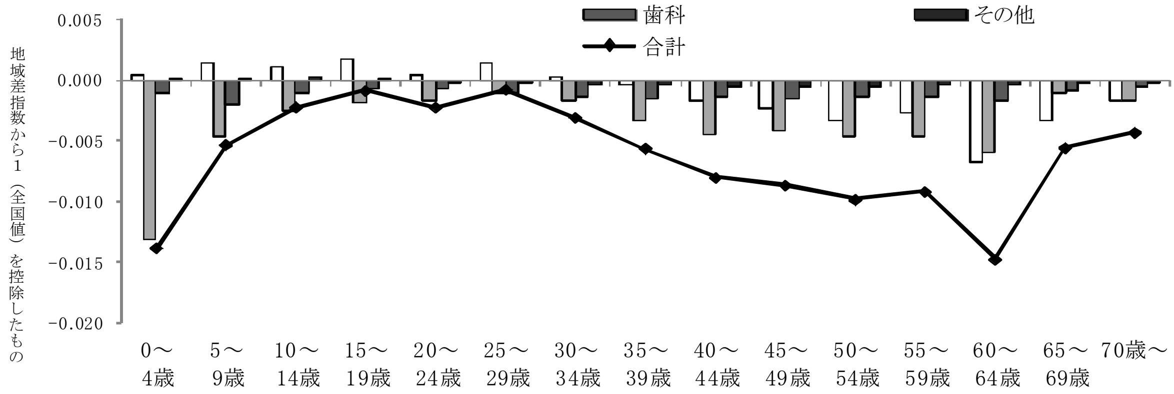

第９図　年齢階級別加入者１人当たり医療費の全国平均との乖離率
及び診療種別寄与度分解　（平成２５年度）

佐賀県　（乖離率(年齢計)： 10.8%）

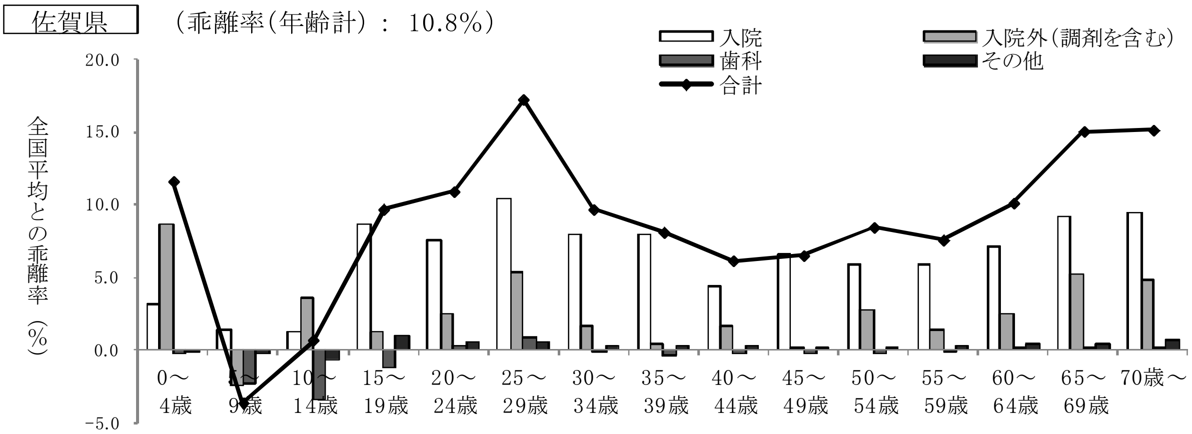
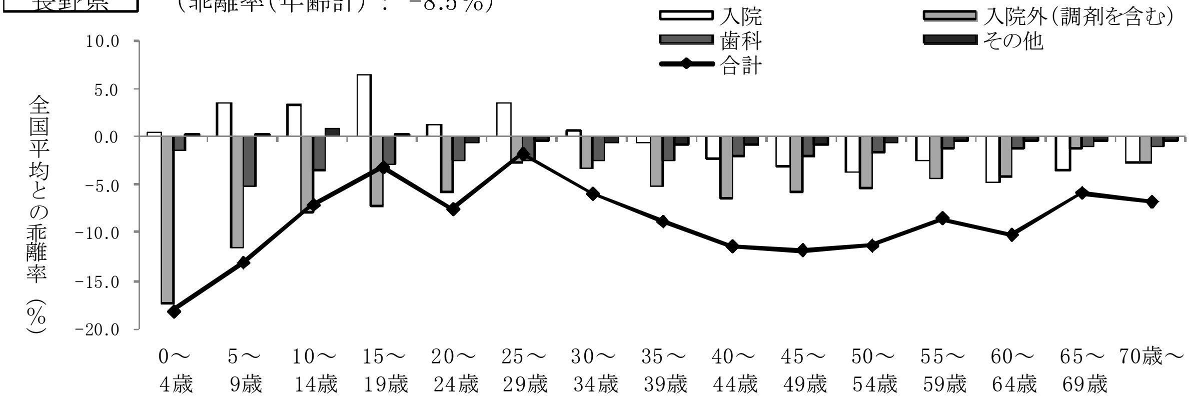
長野県　（乖離率(年齢計)： -8.5%）